

福祉局長決定  
平成30年4月1日制定  
令和2年6月23日改正  
令和2年12月16日改正  
令和4年4月1日改正

## 神戸市国民健康保険料延滞金事務取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号。以下「条例」という。）第21条及び神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号。以下「規則」という。）第13条の5に規定する国民健康保険料（以下「保険料」という。）の延滞金の事務取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (延滞金の免除)

第2条 延滞金の免除については、次の各号に定めるところによる。

(1) 災害等による徴収猶予

条例第22条第1項第1号の規定により徴収猶予をした期間に対応する部分の金額は全額免除する。

(2) 事業の廃止等による徴収猶予

条例第22条第1項第2号、第3号又は第4号の規定により徴収猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除する。

(3) 滞納処分の執行停止

地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の7第1項の規定により滞納処分の執行停止をした期間に対応する部分の金額は全額免除する。

(4) 換価の猶予

地方税法15条の5第1項又は第15条の6第1項の規定による換価の猶予をした期間に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を免除する。

(5) 他の債務が軽減・免除された場合

徴収猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合に

において、納付義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税、公課又は債務について軽減又は免除をしなければ、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされた場合、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

- (6) 事業又は生活の状況により納付又は納入を困難とするやむを得ない理由がある場合

徴収猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合において、納付義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められる場合、猶予した期間に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

- (7) 差押え又は担保の提供

滞納保険料の額に見合う差押え又は担保の提供に係る保険料を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年14.6パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前3号の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の2分の1に相当する金額を限度として、免除することができる。

- (8) 有価証券の支払期日後の納付

地方税法第16条の2第3項の規定による有価証券の取立て及び地方団体の徴収金の納付又は納入の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをすべき日後に当該地方団体の徴収金に係る地方税の納付又は納入をした場合（同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）、同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間について全額を免除する。

- (9) 交付要求により交付を受けた金銭を充てた場合

交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合、当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当

該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間について全額を免除する。

(延滞金の減免)

第3条 規則第13条の5第1項(第10号を除く)の規定による延滞金の減免については、その申請があつた場合において、次の各号のいずれかの事由に該当し、納期限を経過したことについて市長がやむを得ないと認める事情があるときに限り、次の各号で規定する期間の本料保険料に係る延滞金の金額を減免することができる。

(1) 災害・盗難

保険料の納付義務者(以下単に「納付義務者」という。)が震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害を受け、又は資産を盗まれたときで、事由発生日から1年間の間に納期限が到来するもの。

(2) 事業損失

納付義務者がその事業又は業務について甚大な損失を生じたときで、事由発生日から1年間の間に納期限が到来するもの。

(3) 事業休廃止

納付義務者がその事業又は業務を休止し、又は廃止したときで、事由発生日から1年間の間に納期限が到来するもの。

(4) 疾病・死亡

納付義務者又は同居の親族が疾病にかかり、又は死亡したため多額の出費を要し、生活が困難であると認められるときで、事由発生日から1年間の間に納期限が到来するもの。

(5) 失業

納付義務者が失業し、生活が困難であると認められるときで、事由発生日から1年間の間に納期限が到来するもの。

(6) 生活困窮

納付義務者に低所得の状態が継続しており、生活が逼迫していると認められるときで、当該年度の賦課期日から1年間の間に納期限が到来するもの。

(7) 生活扶助

納付義務者が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による扶助を受け

ているときで、生活保護受給開始後に残るすべての滞納金に係るもの。

(8) 賦課の事実の不知

納付義務者の責めに帰さない事由により賦課の事実又は督促状送達の実事を知ることができない場合であつて、送達場所に納付を処置する者がいないため納付ができなかつたもので、納期限の翌日から事実を知った日の1ヵ月後までの間に納期限が到来するもの。

(9) 身体の拘束

法令等により納付義務者が身体に拘束を受け、納付ができなかつた場合で、証明された拘留・収監期間に係るもの。

(10) 賦課額更正の審査請求

納付義務者が賦課に関し審査請求をした結果、賦課額が変更された場合又は減額若しくは免除が認められた場合において、審査請求書又は減免申請書を市長に提出した日から裁決書の送達を受けた日又は減額若しくは免除を受けた日後20日までの期間に対する延滞金の納付をしていないときで、その期間に係るもの。

(11) その他 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

(延滞金減免の申請)

第4条 前条に規定する延滞金減免の申請は、規則第13条の5第2項の規定によるものとする。

2 同規定により、申請書に添付する「延滞金減免を受けようとする理由を証明する書類」とは次に掲げる書類をいう。

ア 退職証明書等の退職の事実及び退職日が確認できる書類

イ 給与証明書等の収入状況の確認できる書類

ウ リ災証明書

エ その他申請事由を証明する書類

3 申請の期限は、延滞金確定後90日以内とする。ただし、上記の期限を経過した後申請があつた場合においても、事情がやむをえないと認められるときはこの限りでない。

4 減免の申請をする者が減免の申請事項の証明等について、非協力的または消

極的であるため事実の確認が困難であるときは、申請を却下することができるものとする。

(延滞金の支払い義務)

第5条 保険料の納付義務者が各納期限後に保険料を納付するときは、延滞金の額を加算して納付しなければならない。

2 延滞金の徴収またはその還付を受ける権利の時効の取り扱いについては、国民健康保険料の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。